



北関東支部 支部推薦代議員候補の選出方法に関する細則

平成 29 年 4 月 7 日 北関東支部幹事会承認

(目的)

第 1 条 本細則は、「代議員選挙規程」(0101) 第 5 条ならびに「代議員選挙に関する規約」(0101-01) に基づき、支部推薦代議員候補の選出方法について定めることを目的とする。

(選出手順)

第 2 条 選出手順は以下のとおりとする。

- (1) 候補者の人数配分案を、次項に示す基本案をもとに支部幹事会で審議、承認する。
- (2) 支部幹事を第一候補者とし、それ以外の候補者については各支部幹事が関係者と調整して選出する。
- (3) 推薦候補者リストを作成する。
- (4) 支部幹事会で承認後、候補者を推薦する。

2 候補者の人数配分基本案は以下のとおりとする。ただし、支部長選出グループについては、配分を 1 名減とする。

- (1) 支部長..... 1 名
- (2) 日本原子力研究開発機構..... 3 名
- (3) 量子科学研究開発機構ならびに産業界..... 2 名
- (4) 日本原子力研究開発機構および量子科学研究開発機構以外の
国立研究開発法人ならびに大学 2 名

(改定)

第 3 条 本細則の改定は、支部幹事会が決定し、支部大会ならびに理事会に報告するものとする。

2 本細則に定められていない運営上の細目は、支部幹事会で決定する。

附則

1 この内規は、平成 12 年 2 月 23 日から施行する。

2 改定履歴

- ① 平成 19 年 4 月 5 日一部改正
- ② 平成 23 年 4 月 13 日一部改正
- ③ 平成 28 年 7 月 26 日一部改正
- ④ 「北関東支部 支部推薦代議員候補の選出方法に関する細則」へ変更

平成 29 年 4 月 7 日 北関東支部幹事会承認、平成 29 年 4 月 14 日 北関東支部大会報告、平成 29 年 5 月 25 日 第 9 回理事会報告

附則

- 1 平成 29 年 4 月 7 日改定の細則は，北関東支部大会報告の日から施行する。